

御殿場市保育料利用者負担額表(月額)

(単位：円)

階層区分	定義	0, 1, 2歳児		3歳以上児
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1 均等割額のみ(所得割額のない)の世帯	9,000 (4,500)	9,000 (4,500)	
	2 市町村民税所得割額 48,600円未満	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)	
D	1 48,600円以上 62,000円未満	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	0
	2 62,000円以上 77,101円未満	20,500 (9,000)	20,200 (9,000)	
	2' 77,101円以上 97,000円未満	20,500	20,200	
	3 97,000円以上 128,000円未満	27,000	26,500	
	4 128,000円以上 169,000円未満	34,000	33,400	
	5 169,000円以上 199,000円未満	39,000	38,300	
	6 199,000円以上 261,000円未満	43,000	42,300	
	7 261,000円以上 301,000円未満	46,000	45,200	
	8 301,000円以上 339,000円未満	50,000	49,100	
	9 339,000円以上 397,000円未満	54,000	53,100	
10	397,000円以上	57,000	56,000	

- ・歳児はその年度の4月1日時点の年齢で決まります。
- ・幼稚教育・保育の無償化により、3, 4, 5歳児の利用者負担額は無料となります。
- ・令和6年度から御殿場市の独自施策として、同一生計の扶養する子どもが2人以上いる場合の第2子以降の子に係る保育料利用者負担額は無料となります。
- ・ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等は、括弧書きの保育料を適用します。
- ・標準時間は7:00~18:00、短時間は8:30~16:30の利用となり、保育の必要量により認定されます。当該時間以外の利用には延長保育料金がかかります。